令和4年12月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

会 議 録

令和4年12月22日開催

会 議 録

開	催	Ė	日	時	令和 4 年 1 2 月 2 2 日 (木) 午後 7 時 0 0 分 開会 午後 8 時 2 6 分 閉会
場				所	旭川市教育委員会 会議室
			育 バ 委	長員	教育長 野﨑 幸宏,黼鵬獻 本田 哲嗣,委 員 近藤 美保 委 員 山崎 與吉,委 員 坂田 葉子
出席者	事務局		色 明 		教職員担当課長 佐藤 文泰 学校保健課長 佐瀬 英行 教育政策課主幹 工藤 秀敏
傍		聴	i	者	0人
公	公開・非公開の別			の別	一部非公開
会 議 次 第			次	第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 令和5年度教育行政方針の策定方針について ・議案第2号 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例の制定について ・議案第3号 旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について ・議案第4号 旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について ・義案第5号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について を報告事項 (1) 就学援助準要保護認定における認定基準及び認定期間の見直しについて (2) 旭川市学校給食費の改定について 6 その他 7 閉会

			審議内容
発	言	者	発 言 要 旨
			《開会》
教	育	長	ただいまから、令和4年12月定例教育委員会会議を開会いたします。
			《会議録署名委員》
教	育	長	本日の会議録署名委員は,近藤委員,坂田委員を指名します。
			《 前回会議録 》
教	育	長	会議録ですが、令和4年9月定例教育委員会会議(令和4年9月2日開催)、令和4年9月第1回臨時教育委員会会議(令和4年9月17日開催)及び令和4年9月第2回臨時教育委員会会議(令和4年9月23日開催)については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。
各 教	委 育	員 長	ありません。 御意見がありませんので、これらを、承認することで御異議ありません
各教	委育	員長	
各教	委育	員長	しいですか。 異議ありません。
			《審議事項》
教	育	長	議案第1号「令和5年度教育行政方針の策定方針について」,議案第2号「博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」,議案第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」,議案第5号「旭川市民文化会館の整備の方向性について」,報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」,報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」,報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」,報告事項(1)「就学援助準要保護認定における認定基準及び認定期間の見直しについて」及び報告事項(2)「旭川市学校給食費の改定について」は,その性質上,地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。
教	安 育	長	

(2)については、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたし ます。

議案第4号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則 の制定について」, 説明願います。

適正配置担当課長

育

教

旭川市立旭川第1小学校が令和5年3月31日で統廃合となることに伴 い, 当該規則別表1の一部を改正するものです。

施行日は、令和5年4月1日としております。

本案について、御意見、御質問等はありますか。

長 各 委 員 ありません。

育 それでは、議案第4号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改 教 長 正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありま せんか。

各 委 員 育 教 長 異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第4号については、原案どおり決定します。

《その他》

教 育 長 各

他に、何かありますか。

委 ありません。 員 事 務 局

ありません。

《秘密会》

教 育 長 ここからは、秘密会といたします。

ここで皆さんにお諮りいたします。

報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)につ いて」,報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代 理)について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨 時代理)について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録 には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。

各 委 員 教 育 長 異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第1号、報告第2号及び報告第3号につい ては、会議録には概要を記載することといたします。

議案第1号「令和5年度教育行政方針の策定方針について」、説明願い ます。

工藤教育政策課主幹

令和5年度教育行政方針の基本的な考え方につきましては、令和5年度 の教育行政執行に当たっての所信や,教育の現状と課題認識を示し,その 上で旭川市の教育をどのように行うかという意思を表すこととしておりま

基本方針につきましては、旭川市教育大綱(改訂版)の基本方針でもあ る「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」にしたいと考えております。

重点的な取組につきましては、学校教育においては、第2期旭川市学校 教育基本計画の3つの基本目標を学校教育部の重点的な取組とし、社会教 育においては、旭川市社会教育基本計画の5つの基本目標を社会教育部の 重点的な取組とし、それぞれ令和5年度に特に推進する事業を記載したい と考えております。

その他につきましては、市政方針と内容が重複しないよう、政策調整課 と協議することを記載しています。

次に、令和5年度教育行政方針の策定に当たりまして、教育の現状につ きましては,教育の動向や本市の教育,社会情勢・今日的な教育課題,議 会で質問があった項目を記載し、その上で課題認識を整理しております。

次に、令和5年度教育行政方針骨子(案)につきましては、教育の現状

や課題認識、次年度の予算のほか、市長公約との関連などを踏まえ、学校教育部が9つ、社会教育部が5つの重点的な取組、また、それに関連する事業などについて、現時点での内容を整理し、骨子案を作成したものであり、今後はこれらを踏まえて、教育行政方針の策定に当たってまいります。次に、令和5年度教育行政方針の策定日程(案)につきましては、今後、骨子案を基に、教育行政方針(案)を作成し、教育委員の皆様には、令和5年1月中旬に教育行政方針(案)を配付する予定です。

その後,1月下旬に教育委員会協議会で協議いただくとともに,2月上旬まで教育委員の皆様から御意見をいただく予定です。

2月上旬の定例教育委員会会議におきまして、教育行政方針の最終案について御審議をいただき、2月下旬の旭川市議会第1回定例会の本会議での教育行政方針演説につなげていきたいと考えております。

教育行政方針の策定までに,教育委員の皆様の御意見をいただく機会を 何度か設けたいと考えております。

教 育 長 本 田 委 員 本案について, 御意見, 御質問等はありますか。

課題を明らかにした上で、その方策を具体的に示していくことが必要であると考えますので、資料にあるとおり、市議会で質問があった項目が今日的な課題かと思われますので、その項目をピックアップしながら、教育行政方針の内容としていくことが良いと思います。

また, 旭川の子どもたちのために, 前向きな表現となるようにしていただきたいと思います。

ICTの活用については、使用することが目的ではなく、教育を充実させるための有効な手段として活用するよう、目的と手段を混同しないようにしていただきたいと思います。

働き方改革は大事なことですが、教員の意欲を高めることが必要であり、働きがいを感じるような研修の実施など、教員のモチベーションを上げることが、子どもたちにとって良い影響になると考えます。

教 育 長各 委 員

育

教

他に御意見,御質問等はありますか。

ありません。

それでは、議案第1号「令和5年度教育行政方針の策定方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員 教 育 長 異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。 次に、議案第2号「博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、説明願います。

岩崎社会教育部次長

本条例の制定により改正する条例は、旭川市科学館条例、旭川市大雪クリスタルホール条例及び旭川市彫刻美術館条例でございます。改正内容といたしましては、令和5年4月1日付けの博物館法の一部改正により、附属機関について規定している同法の条項番号が第20条第1項から第23条第1項に繰下げとなることから、これに合わせて、各条例が引用している博物館法の条項番号を変更するものであり、旭川市科学館条例については第7条第2項で、旭川市大雪クリスタルホール条例については第10条第2項で、旭川市彫刻美術館条例については第7条第1項で、それぞれ引用している博物館法の条項番号を第20条第1項から第23条第1項に改正しようとするものであります。

なお、本件につきましては、旭川市議会令和5年第1回定例会に提案するものでございます。

教育長各委員

育

長

教

本案について、御意見、御質問等はありますか。

ありません。

それでは、議案第2号「博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員

教 育 長

教育

「異議なし。」と認め、議案第2号については、原案どおり決定します。 次に、議案第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」、説明願います。

谷口社会教育部次長

この度の改正は、旭川市立旭川第1小学校を廃止することに伴い、同校に併設されている東旭川公民館米原分館について地域と協議した結果、廃止について合意が得られたことから、同分館を廃止するため、旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、旭川市議会令和5年第1回定例会に提案するよう、市長に意見を申し出ようとするものでございます。本案について、御意見、御質問等はありますか。

教 育 長近 藤 委 員谷口社会教育部次長

米原分館というのは、旭川第1小学校の中にあるのでしょうか。

学校分館ということで、学校施設を公民館としても活用し、学校の教職 員の方に、分館長及び分館主事となっていただき、運営しております。

他に御意見,御質問等はありますか。

ありません。

各委員教育長

育

教

それでは、議案第3号「旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定 について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

異議ありません。

異議ありません。

各委員教育長

「異議なし。」と認め、議案第3号については、原案どおり決定します。 次に、議案第5号「旭川市民文化会館の整備の方向性について」、説明 願います。

文化ホール担当課長

旭川市民文化会館の整備につきましては、令和4年11月定例教育委員会会議において、「旭川市民文化会館の在り方検討会」の開催結果につきまして、御報告させていただいたところです。

また、今年度は、公益社団法人全国公立文化施設協会より、舞台技術に造詣の深い支援員を派遣いただき、今後の整備に関する助言をいただきました。

この度,これまで検討してきた内容や今年度開催した検討会での意見集約結果などを踏まえ、社会教育部として「旭川市民文化会館の整備の方向性」の案を作成しましたので、議案としてお諮りするものでございます。

まず,「1 はじめに」につきましては,旭川市民文化会館の整備検討に至る背景や経過について整理しています。

次に,「2 旭川市民文化会館が抱える課題」につきましては,耐震性能の不足,建物の老朽化,設備の老朽化,現代的な要求に沿っていない施設機能,現総合庁舎と旭川市7条駐車場の影響に分類し,施設設備の状況など文化会館が抱える課題をまとめております。

次に、「3 整備の方向性に係る検討経過及び結果」につきましては、「旭川市民文化会館の在り方検討会」の開催経過として、検討会で整理した大規模改修と建替えの比較評価を、大規模改修及び建替えに関して、検討会参加者からの意見を記載しております。

検討会の意見集約のまとめとしては、「全体として『建替えの方が望ましい』との意見が多くを占め、大規模改修について積極的な意見はありませんでした。」としています。

また、専門機関による評価として、全国公立文化施設協会の支援員の意見を記載しております。支援員からは、「20年から30年の延命化を目指すような改修工事は、築年数が70年から80年の施設となり、現実的でない。」、「当面の間、現施設を使用できるよう必要な改修をし、その間に現代の仕様に合った新施設の建替えを検討するのが妥当である。」との助言がございました。

最後に,「4 旭川市民文化会館の整備の方向性」につきましては,「旭 川市民文化会館の整備の方向性については,施設の現状や施設が抱える課 題,検討会における意見集約結果や専門機関の評価を踏まえ,建替えを基

- 5 -

本として検討を進めます。」との結論といたしました。

また、今後の予定としては、「ホールの規模や会議室、展示室などの主に文化ホール機能をはじめ、市長部局とも連携しながら設置場所や複合化の可能性などの検討を行い、これらの基本的な考え方や方向性などについて、基本構想として取りまとめます。」と記載しております。今回、建替えを基本として、文化会館の整備の方向性を定めることで、次年度以降、文化会館の整備に向け、具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

教 育 長 坂 田 委 員 文化ホール担当課長

本案について,御意見,御質問等はありますか。

建替え場所の候補地はありますか。

建替え場所につきましては、まだ具体的な検討には至っておりませんが、 旭川市新庁舎建設基本計画の中では、現庁舎の跡地が候補の一つとなって おります。そのほかにも市有地、民有地を含め、一定の面積を有する場所 で立地条件を含めた比較を行いながら、検討してまいりたいと考えており

本 田 委 員

大規模改修の場合は、1年から1年半の間、使用できないこととなることからも、建替えということになると思われます。使用できない期間のことを考えますと、建替えの場合も同じ場所ということにはならず、他の場所で検討することとなると思います。市民文化会館のような大規模なホールが一定期間使用できないという状態は、好ましくないため、建替えの場合もそこが保障されるようにしなければならないと考えます。

建替え場所については、人の集まりやすいところ、活用しやすいところ などの利便性を考慮していただければと思います。

近藤委員

建替えという方向性については、 賛成ですが、 工事に着手するのはどの くらい先になると考えていますか。

文化ホール担当課長

基本構想の策定,その後,基本計画の策定や整備手法についての検討を 行った上で,設計を行い,工事に着手することとなるため,令和10年度 以降となることが予想されます。その間,市民等の意見をしっかりと聞き ながら進めていくこともあり,一定程度の時間を要するところであります。

近藤 委員

以前も市民文化会館の大規模改修について検討を行ったかと思いますが、 その時からも年数は経過しており、また、今回の建替えまでの間に更に時間を要するとのことですので、その間、大規模改修までとはいかなくとも、 最低限の必要な改修は行っていくこととなるかと思われますので、更なる 費用が掛かることが懸念されます。

文化ホール担当課長

平成26年度に大規模改修の検討を行いましたが,想定よりも費用の増大が見込まれたことから,見送りとなった経過があります。現時点でも老朽化しておりますので,設備や建物の問題のある部分については,必要な改修を行いながら,維持管理していくこととなります。

山崎委員

建替えと決めましたら、建替えまでに掛かる維持管理などの費用を抑えたいと思うところですので、できるだけ早く進むよう取り組んでいただければと思います。

坂 田 委 員

費用については、平成26年度の積算のため、ここ数年で建築費用は上がっていると思われるので、更に費用を要することが予想されます。

教 育 县

大規模改修を見送った後,これまで大規模改修か建替えかを決めずに議論されてきたところですが,この度,建替えという方向性を定めた上で,今後市民等の意見も伺いながら,基本構想を策定し,進めていこうとするものであります。

他に御意見、御質問等はありますか。

各 委

ありません。

教 育 長

それでは、議案第5号「旭川市民文化会館の整備の方向性について」は、 原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員┃

員│ 異議ありません。

教 育 長

「異議なし。」と認め、議案第5号については、原案どおり決定します。

<報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」>

令和4年12月1日及び同月5日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について,教育長が臨時に代理した旨を報告し,報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」>

令和4年11月7日から同年12月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」> 令和4年11月9日から同月30日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について,教育長が臨時に代理した旨を報告し,報告のとおり了承した。

教 育 長

次に、報告事項(1)「就学援助準要保護認定における認定基準及び認 定期間の見直しについて」、報告願います。

学 務 課 長

就学援助制度の申請時の保護者の負担軽減を図るため、現在の認定水準 を維持することを前提に認定基準及び認定期間の見直しを行い、令和5年 4月から適用することとしましたので、報告いたします。

まず、就学援助制度の概要について、御説明いたします。

就学援助制度は、経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費などの就学に必要な経費の一部を支給する制度です。

まず、対象者ですが、準要保護と要保護の区分があり、準要保護には、次の3つの要件があり、1つ目として、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者、2つ目として、世帯の全ての世帯員の前年度又は当年度における市町村民税が非課税又は減免を受けた者、3つ目として、前年の世帯の年間総収入額が基準額以下である者のいずれかに該当する者となっております。

要保護は、生活保護法に規定する要保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が対象となり、既に生活保護や支援給付の認定を受けている者ですので申請は必要ありません。

次に、認定基準額についてです。準要保護の3つ目の要件、前年の世帯の年間総収入額が基準額以下である者の基準額につきましては、令和4年度は別表1のとおりとなっております。

この基準額は、前年度の生活保護基準により算出した数値に一定の倍率を乗じて得た額であり、家族の収入が給与収入の場合の基準である収入の基準額と、家族の収入が給与収入以外の場合の基準である所得の基準額の2種類を設定しております。生活保護基準の見直しによる影響が生じないよう、生活保護基準が引き下げられたときには、倍率を引き上げ水準を維持しており、令和4年度につきましては、生活保護基準額の1.32倍の額としています。

次に、認定期間につきましては、年度の区切りと合わせて、4月から翌年3月31日までとしています。5月以降の申請の場合は申請月から翌年3月末までとなります。

次に、令和3年度の認定者数についてです。準要保護が小学校2,471

人,中学校1,414人で認定率17.4%,要保護が小学校332人,中学校223人で認定率2.5%となっております。

次に、支給費目と支給内容については、別表2のとおり、学用品費や修 学旅行費などを支給しています。準要保護世帯は、支給費目全てが支給対 象となりますが、要保護世帯につきましては、生活保護又は支援給付によ り支給されていない費目である修学旅行費と結膜炎や虫歯などの学校病の 医療費のみ支給対象となります。以上が、就学援助制度の概要です。

続きまして, 申請手続に必要な書類について, 御説明いたします。

現在は、申請書に加えて、収入書類などの提出を求めています。申請書の申請者の欄には、認定審査のために個人の市民税課税状況及び所得状況を教育委員会が閲覧することに同意の上、署名することとしていますので、市町村民税が非課税又は減免の要件での申請では、収入書類の添付は求めず、教育委員会で課税状況を確認しています。

年間総収入が基準額以下の場合の申請時には、前年の収入が分かる書類として源泉徴収票や確定申告書などの写しの添付を求めているところです。 世帯全員分の収入が分かる書類が必要になりますので、これが申請時の保護者の負担となっていたところです。この負担を軽減すべく、今回、見直しを行いました。

収入を証明する書類の提出を求めずに認定を行うことができるよう手続を見直し、申請者からの同意を得て、教育委員会が市道民税の課税台帳を閲覧して前年の所得状況を確認し、審査を行うことといたしました。そのために行うのが、認定基準額と認定期間の見直しです。

収入書類の提出を求めずに、家族の収入が給与収入か、給与収入以外かに関わらず、税情報を利用して申請世帯の所得を把握し、審査を行うこととするので、これまで収入と所得の2種類の基準額を設定していましたが、令和5年度からは、所得の基準のみを設定することとします。なお、令和5年度の認定基準額はこれから決定しますが、生活保護基準額に変更がなかったため、令和4年度と同額となる予定です。

また、税情報の利用により認定を行うようにすることに伴い、認定期間も見直します。前年の税情報が6月10日頃から閲覧可能となるため、その後の事務処理等を勘案して、これまで、4月から翌年3月までの1年間としていた認定期間を、8月から翌年7月までの1年間に変更します。ただし、中学3年生につきましては、翌年3月末までとなります。

令和5年4月から7月までの間の認定についてですが、経過措置を設定します。令和4年度3月末時点で準要保護認定を受けている世帯は、現在の認定期間を令和5年7月まで延長する経過措置を設けます。

また、令和4年度に就学援助を受けておらず、令和5年度から新たに就学援助の受給を希望する世帯については、令和5年4月から受給できるよう申請を受け付け、令和5年7月までの期間で認定します。令和4年の税情報の閲覧はまだできない時期ですので、これまでどおり収入書類の添付を求めて、申請を受け付けることといたします。

最後に、見直しによる影響についてですが、今回の見直しで、認定基準を所得の基準のみとし、認定期間を8月から翌年7月までに変更しますが、認定水準に変更を加えておりませんので、これまで就学援助を受けていた者が受けられなくなるという不利益は生じません。

なお、今回の見直しは、申請時の保護者の負担軽減のために行うものですが、収入書類の確認による審査から、税情報の利用による審査に変更することにより、認定に要する期間も短縮できるものと考えております。また、これまで認定作業を行っていた2月から4月までは、年度の変わり目であり、教育委員会の業務の繁忙期でしたが、認定期間の変更により、認定作業が6月から7月となることから、今回の見直しは、教育委員会の業務の平準化にもつながるものと考えております。

教 育 本案について、御意見、御質問等はありますか。

本 田 委 員

準要保護の認定率が17.4%ということですが、この推移はどうなっ ていますか。

務 課 長 減少してきております。

本 田 委

減少しているとのことですが、認定基準額が高くなっているということ はありますか。

学 務 課 長

認定基準額は前年度の生活保護基準により算出した数値に一定の倍率を 乗じて得た額であり、生活保護基準の見直しによる影響が生じないよう、 生活保護基準が引き下げられたときには、倍率を引き上げ水準を維持して きております。

教 育 他に御意見、御質問等はありますか。

各 委 ありません。

員 教 育 長

それでは、報告事項(1)「就学援助準要保護認定における認定基準及 び認定期間の見直しについて」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(2)「旭川市学校給食費の改定について」、報告願いま

学校保健課長

本件につきましては、先月の教育委員会協議会におきまして、学校給食 費に係る検討状況について御報告申し上げたところですが,その後,旭川 市学校給食物資共同購入委員会と東旭川学校給食運営委員会がそれぞれ臨 時総会を開催し、学校給食費を改定することが議決され、12月9日に教 育長宛てに令和5年度旭川市学校給食費額を改定する旨の報告を受けたと ころであります。

改定額につきましては、先月お示ししたものと同様であり、小学校は、 年額を現行の52,800円から58,200円とし,5,400円の増, 中学校1・2年生は、年額を現行の63、000円から68、400円と し,同じく5,400円の増,給食回数が少し少ない中学3年生は,年額 60,000円から65,100円とし,5,100円の増とするもので あります。現在の給食費は、平成30年度に改定されておりますので、今 回は5年ぶりの値上げとなり、年額の上げ幅は、小学校で10.23%、 中学校1・2年生で8.57%,中学校3年生で8.50%となります。

今後の流れにつきましては、議会関係では、令和5年1月25日開催予 定の経済文教常任委員会において改定報告を, また, 学校に対しては, 新 年度予算記者発表後の2月上旬を目処に令和5年度の学校給食の実施につ いてお知らせすることとなります。

なお、改定に伴う保護者の負担軽減のため、予算要望しております改定 額の値上げ分の半額を市費により支援することについては,支援が可能と なった場合には、改定後の給食費から市費負担分を差し引いた額を、保護 者負担分としてお知らせすることとなります。

教 育 長 本 田 委 員 本案について, 御意見, 御質問等はありますか。

値上げ分の半額を市費で負担することは、保護者にとって大変ありがた いことだと思います。食材費の高騰については、今後の見通しが立たない 中ではありますが、この値上げ分で次年度以降も、栄養のバランスなど充 実した給食を提供できるよう取り組んでいただきたいと思います。

近 藤 委 学校保健課長 近藤

旭川市の給食費は他都市と比較し、高い方なのでしょうか。

道内他都市と比べると, 高い方です。

就学援助の認定とならないボーダーライン付近の御家庭が,今回の値上 げについて,一番厳しく感じると思われます。

本 田 委 員

給食費の全額を公費負担することが理想ではありますが、全額公費負担 するとなると,他の事業費を削減することとなりかねないため,旭川市の 財政状況を考えると大変厳しいかと思われます。

教 育 各 委 員 他に御意見,御質問等はありますか。

ありません。

教	育	長	
			告を受けたこととします。 《 そ の 他 》
教	育	長	
各事	· 委 務	員局	ありません。
教	育	長	
			《閉会》